

# 新地町役場地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2024年（令和6年）10月

福島県新地町

## 目次

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 第1節 計画策定の背景・意義

#### 第2節 計画の基本的事項

### 第2章 計画の目標

#### 第1節 温室効果ガス総排出量削減目標

### 第3章 温室効果ガス削減のための取組

#### 第1章 施策と取組

### 第4章 計画の推進

#### 第1章 計画の推進体制

#### 第2章 計画の進捗管理

## 第1章 計画の基本的な考え方

### 第1節 計画策定の背景・意義

#### 1 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

#### 2 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5°C特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

#### 3 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目

指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

#### 4 新地町の地球温暖化対策

新地町では、2005（平成17）年に「新地町役場地球温暖化防止実施計画」を策定し、2016（平成28）年に更新を行い、町自らの温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

しかしながら、前述のように地球温暖化対策を巡る動向が大幅に変化している状況であり、さらなる温室効果ガスの排出抑制のためには、新地町役場が事業所としてより積極的かつ継続的に取り組んでいくことが必要不可欠です。

これらの状況を踏まえ、さらなる温室効果ガスの排出削減に向けた対策を総合的・計画的に推進することを目的に、「新地町役場地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を更新するものです。

## 第2節 計画の基本的事項

### 1 計画の定義と位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、新地町役場が一事業者として、新地町役場すべての事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減等に向けた取組を推進していくものとします。

### 2 計画の期間、基準年度と目標年度

2020年に新たに文化交流センターが建設されるなど、町施設の状況が変化していることから、比較対象となる施設の統一化を図るため、本計画では、「2023年度」を基準年とします。

計画期間	2024（令和6）年度～2030（令和12）年度
基準年度	2023（令和5）年度
目標年度	2030（令和12）年度

なお、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、計画期間内においても、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定、本町の上位計画の改定などの際には、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3 計画の対象等

本計画は、本町が行うすべての事務・事業とし、出先機関を含めたすべての組織及び施設を対象とします。

### 4 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、温室効果ガスの中で排出量が9割と大きな比率を占める二酸化炭素を削減指標とします。

## 第2章 計画の目標

### 第1節 温室効果ガス総排出量削減目標

#### 1 基準年度(2023年度)の二酸化炭素排出量

本町の事務事業における基準年度(2023年度)の排出量は、次のとおりです。

	単位	CO2 排出係数	年間消費量	CO2 排出量 (t-CO2)	CO2 排出量 構成比
ガソリン	L	0.002322	14,518	33.705	2.2%
灯油	L	0.002490	65,999	164.303	10.6%
軽油	L	0.002585	3,611	9.339	0.6%
A重油	L	0.002710	30,150	81.695	5.3%
LPG	m <sup>3</sup>	0.002999	8,552	25.647	1.6%
電気	kWh	0.000477	2,599,690	1,240.008	79.8%
計				1,554.697	100.0%

※端数処理を行っていることから合計と内訳とは必ずしも一致しておりません。

## 2 削減目標

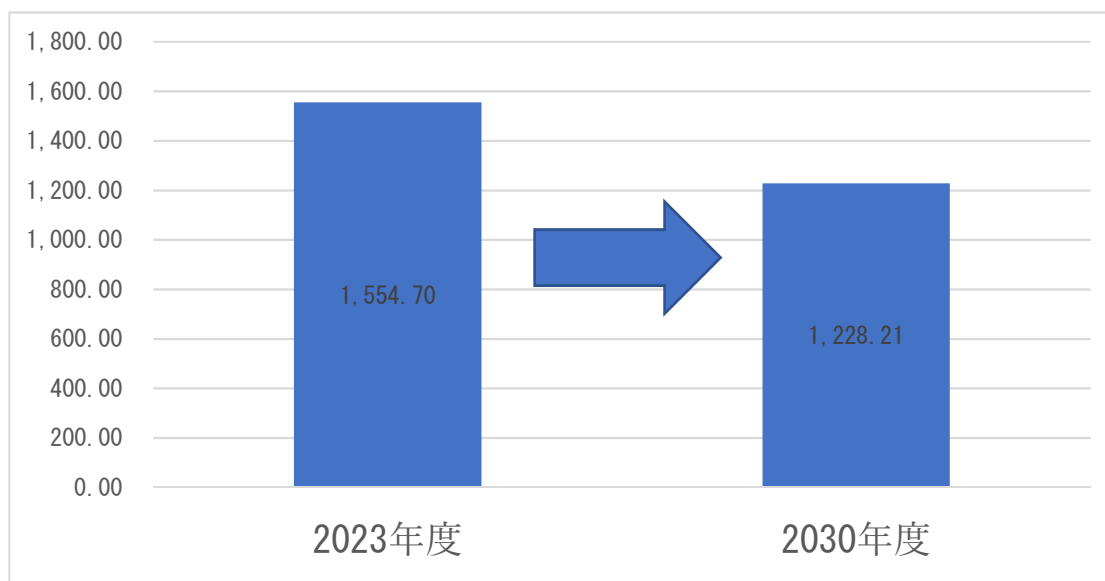
国は、2021年10月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において2013年度を基準とし、2030年度までに全体で46%、地方公共団体の事務事業が含まれる「業務・その他部門」では、51%の削減目標を掲げています。

国計画の「業務・その他部門」における削減目標51%について、基準の2013年度から目標の2030年度までの17年間で平均すると、3.0%/年の削減目標となります。

よって、本計画では、第1章第2節で定めた基準年度2023年度から2030年度までの7年間で21%（7年×3.0%/年）の削減を目標とすることとします。

目標	2030（令和12）年度までに、 2023（令和5）年度比で21%削減
----	--

温室効果ガス排出量削減の目標





### 第3章 温室効果ガス削減のための取組

#### 第1節 施策と取組

##### 1 町の施策・事業

###### (1) 施策体系

本町の地球温暖化対策は、以下の体系で実施していきます。

取組項目	施策
1. エネルギー使用量の削減	①自動車燃料使用量の削減
	②燃料使用量の削減
	③電気使用量の削減
2. 省資源及びリサイクルの推進	①廃棄物の減量及びリサイクルの推進
	②用紙使用量の削減
	③水道使用量の削減
3. 公共工事・公共施設における環境負荷への配慮	①公共工事・公共施設における環境負荷の軽減
4. グリーン購入の推進	①環境負荷軽減に配慮した消耗品等の購入

## (2) 施策・事業

### 取組項目 1 エネルギー使用量の削減

#### 施策① 自動車燃料使用量の削減

##### 【取組例】

- ・アイドリングストップを徹底する。
- ・エコドライブを実践する。
- ・公共交通機関の積極的な利用を促進する。

#### 施策② 燃料使用量の削減

##### 【取組例】

- ・冷暖房器具は適正な温度管理を実施する。
- ・給湯器の温度を低めに設定する。

#### 施策③ 電気使用量の削減

##### 【取組例】

- ・昼休みや必要時以外の消灯を心がける。
- ・効率的な冷暖房の使用（適切な空気交換、直射日光を遮断する等）を行う。
- ・冷暖房の設定を適切な温度にする。
- ・クールビズ・ウォームビズを徹底する。
- ・エレベータの使用を控える。

## 取組項目2 省資源及びリサイクルの推進

### 施策① 廃棄物の減量及びリサイクルの推進

#### 【取組例】

- ・ 事務用品の再利用、再使用を推進する。
- ・ 簡易包装を推進する。
- ・ 廃棄物を分別し、再資源化を推進する。

### 施策② 用紙使用量の削減

#### 【取組例】

- ・ 資料の簡素化を心がける。
- ・ 電子媒体の使用を推進する。
- ・ 両面印刷や裏紙の使用を推進する。

### 施策③ 水道使用量の削減

#### 【取組例】

- ・ 節水コマの取り付けや感知式自動水洗器の設置を推進する。
- ・ 水道の水漏れ点検を実施し、早期発見に努める。
- ・ 洗面所や給湯室での節水を心がける。

### 取組項目3 公共工事・公共施設における環境負荷への配慮

#### 施策① 公共工事・公共施設における環境負荷の低減

##### 【取組例】

- ・ 公共施設や防犯灯等の屋外照明設備に対しLED、屋根や壁、開口部の断熱など省エネルギー設備の導入や改修を推進する。
- ・ 工事における廃棄物の削減及び分別を心がける。
- ・ CO<sub>2</sub>吸収型コンクリート等の環境負荷の少ない資材や再生資材を積極的に利用する。
- ・ 公共施設の施設整備や改修時において太陽光発電や蓄電などをはじめとする再生可能エネルギー設備の導入を検討し、必要に応じて導入する。

### 取組項目4 グリーン購入の推進

#### 施策① 環境負荷低減に配慮した消耗品等の購入

##### 【取組例】

- ・ 公用車を購入する際には電動車を導入する。
- ・ OA機器や照明は使用電力の小さい商品を導入する。
- ・ 原料の全部または一部に再生材を利用したものや再利用が可能な消耗品を購入する。
- ・ 古紙パルプ配合率の高い用紙を利用する。

## 第4章 計画の推進

### 第1節 計画の推進体制

本計画の推進には、組織全体の理解と協力が必要です。従って、庁内等で施策推進のための情報共有を図り地球温暖化対策に取り組むなど計画推進に努めていきます。

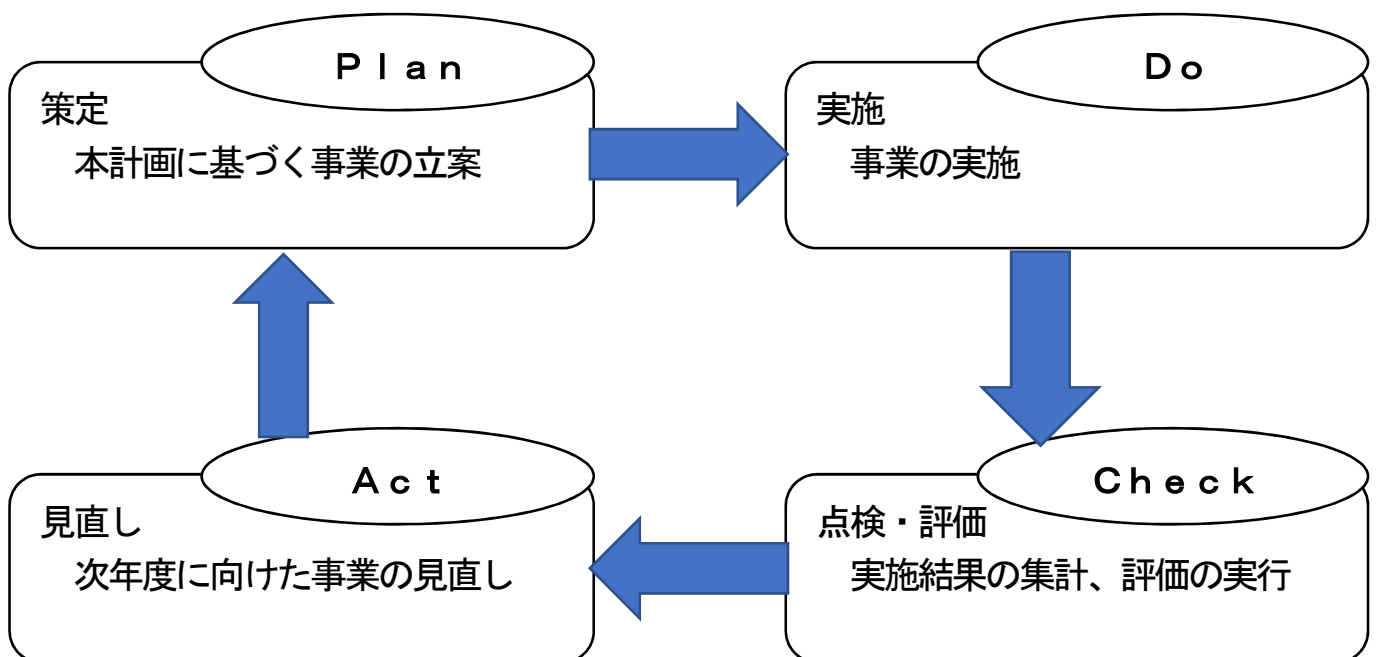
### 第2節 計画の進捗管理

計画の着実な推進を図り、計画の策定（Plan）→実施（Do）→点検・評価（Check）→見直し（Act）を繰り返すPDCAサイクルにより、毎年、前年度の年間エネルギー使用量等を把握してとりまとめ、年度の進行管理を実施していきます。

また、計画本体についても必要に応じて評価・見直しを実施していきます。

また、本計画書と計画の取組状況について、公表・周知をしていきます。

#### PDCAサイクルによる計画の進行管理



**新地町地球温暖化防止実行計画（事務事業編）**

**2024（令和6年）10月**

**新地町町民課生活環境係**